

生駒市規則第 27 号

生駒市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 6 月 24 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市公印規則の一部を改正する規則

生駒市公印規則（平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表の 4 の項及び 5 の項を次のように改める。

4	市長印	てん書	縦横 21mm	<table border="1"><tr><td>生駒市長之印</td></tr><tr><td>人事課専用</td></tr></table>	生駒市長之印	人事課専用	奈良県市町村職員共済組合に関する事務、社会保険及び雇用保険に関する事務のうち再任用職員に係るもの、労働者災害補償保険に関する事務並びに在職、退職及び給与に関する証明事務	人事課長
生駒市長之印								
人事課専用								
5	市長印	てん書	縦横 21mm	<table border="1"><tr><td>生駒市長之印</td></tr><tr><td>課税課専用</td></tr></table>	生駒市長之印	課税課専用	税務に関する証明事務	課税課長
生駒市長之印								
課税課専用								

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。